

第2検討部会 会議録

会議の名称	第29回 第2検討部会
開催日時	平成20年12月17日(金)18時00分から20時00分
開催場所	栄町公民館 2階 会議室
出席者	(部会長)平副委員長 (委員)石井委員、大関委員、河合委員、永瀬委員、吉田委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営調整部会の報告 ・ 素案の内容について ・ 今後の日程、進め方
会議資料	「第29回検討部会」、「運営調整部会資料」
発言内容	<p> ・ 運営調整部会の報告 ・ 平部会長より、運営調整部会の報告 ・ 「説明」とある文章の一部が逐条解説となる。1月8日に逐条解説の案が提示される。その案は、1月に第2検討部会で検討することとする。 ・ 「別に定める」としていた条文は「別に条例で定める」とした。 </p> <p> (運営調整部会報告に対する質問) ・ 市民投票第30条は、市民投票を実施するとしているが、「することができる」でなくて良いか。 市民投票の請求要件が で定められているので、濫用の心配はないと考えられる。 </p> <p> ・ 素案の内容について ・ 起草委員会の会議概要は、出た意見だけが書いてあって、過程がわかりにくい。 条例制定後4つの条例を作ることとしているが、市民参加条例と協働推進条例については、統合可能との意見もあった。 市民の定義について、法人は除くとの文言が加わったが、第5条の市民は自治を実現するために市と協働することができる、という文意からNPOが外れかねないとの意見があった。 第9条市民の集合体であるので、法人が外れても市民団体が該当するとの意見もあった。 逐条解説の性格だが、条例の解釈の補助手段という考え方もあるし、逐条解説がなくてもよい条例であるべきだとの意見もある。三宅委員は、解釈が異なってよく、判断を市民に委ねるべきとの見解だ。 条例の名称は、4つの案が残っているが、パブコメにかけてはどうかとの意見があったが、結局は、4案それぞれ理由があるので、全体会で50人の委員で決定することとなった。 責務、協働の定義、オンブズマンだけは、運営調整部会に是非を諮った。 </p>

パブコメ等は素案の枠内で対応した。

- ・ 逐条解説の性格については、詳細な仕様は決まっておらず、解釈の余地がある形である。
- ・ 執行者がどのように解釈するのかという点で、多様な解釈が残されていてよいのか、ということが疑問だ。

逐条解説が出た段階で各委員でチェックしてもらいたい。運用推進委員会でも議論する事だと思う。

- ・ 署名等の草の根の市民運動が、市民投票につながるアクションへのつながりがはっきりしている点は良いが、悪用も心配だ。

市民投票を求める署名は、ハンコ等が必要であり、明確なルールがある。

- ・ 市民投票について、ルールはどのようになっているのか。

住民投票については、編集委員会では難しいテーマであり時間がかけられなかった。そもそも住民投票を記載するべきかという話をしていた。

- ・ 例えば鳩ヶ谷との合併と言うテーマについてはいかがか。市民投票が発動されるのか。

合併協議会設置に係わる住民投票は合併特例法の枠の中でも発動できる。

- ・ 別に条例を定めるとしているにしても、「市民投票を実施する。」ではなく「市民投票を実施できる。」でよいのではないか。ここでいう住民投票は、自治法の枠組みを越えるものとして謳うものとまでしてよいのか。

- ・ 住民投票の実施にも費用がかかることを意識するべきだ。

- ・ 地方自治法との関係で、地方自治法が優先されるのかわからない。

自治法では、請求に必要な数が定められているが、自治法よりも楽に請求できる自治体も見受けられる。

- ・ 実施すると書くと濫発が懸念される。具体的な濫用防止策が見えないまま「実施する」とするのはいかがか。

- ・ 「別に条例で定める」とあるものについては、策定委員会内での意見を出しておかないと、自治基本条例と矛盾する結果になる恐れがある。

自治基本条例は最大限尊重されるものであるので、逸脱した条例は制定されないはずだ。

- ・ 市民投票については、市長が主語である以上、「実施する」でよいとも考えられる。

- ・ 実施するで良いと思うのだが、問題がないわけではない。

運用推進委員会について（構成メンバーや33条の条文の内容）

- ・ メンバーは5部会から1名ずつに加え、事務局から1名で計6名が良い。委員長は各委員の互選で決める。33条はそのままで良い。
- ・ 委員の選択の基準や、目的、意図がはっきりしていないのでメンバーの考えようがない。編集委員会では、条例の認知と市民の意識啓発が委員会の目的であった。
- ・ 推進の具体的な内容がわからないので、「推進委員会は～～を行う」という内容を条例に加えるべきである。
- ・ 基本的な考え方は作っておしまいにしないということである。
- ・ 「運用推進委員会条例」が作れるのかが不安だ。
- ・ その点は、条例ではなく規則でも良いのではないか。
- ・ 運用状況の調査をどのように行うのか。また、定期的とはどの程度の期間か。また、費用はどの程度必要か。また、別に条例で定めるということは、無責任ではないか。設置できない可能性がある。
- ・ 別に条例を定めるという4項目があるが、これは事務局側で行おうとしているのか、議会の声を集めるのか。決め方の目安はないのか。4つの条例の定め方の条件を決めなければならない。
- ・ 市民、議員、職員で決めるべきと考える。
- ・ この3名に加えて、学識経験者も加えるべきだ。

【決定事項】

- ・ 策定委員に加えて、策定委員でない者も対象とする。
- ・ 属性については、市民、議員、学識経験者とする。市職員が事務局とする。
- ・ 任期は当然設定される。1年では短すぎると考える。
- ・ 策定委員枠が設定されるべきと考える。1人でよいと考える。策定委員が過半数を占める必要はない。
- ・ 人数は、7～10人程度と考える。

附則の施行期日について

- ・ 期日自体について。市民参加条例と協働推進条例の統合について。
- ・ 同時並行で一つの課が担当することはない。
- ・ 市民参加条例は検討を始めてから2年程度かかるのではないか。
- ・ 順番と期日はこれでよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長の任期との関係では、できるだけ早いほうが良いとも思われるが、それほど気にする問題ではない。 ・ 市民参加条例を作ることで、様々な情報が出てくるので、その情報を生かせるかもしれない。 <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制定順序はこのままでよい。 ・ 期日については、担当部局の意見も聞き、期日を設定する必要がある。 <p>・ 今後の日程、進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の内容に対する意見は、19日までにお寄せいただきたい。 ・ 1月8日は、素案が提示される。また、逐条解説案が提示される。 ・ 1月20日の全体会で素案と逐条解説が承認されて、名称が決まる。 ・ 答申が20日以降になる。 <p style="text-align: right;">（以上）</p>
<p>次回以降日程</p>	<p>第30回検討部会 1月15日（木）18時～ 川口市 職員会館</p>